

○結婚新生活支援補助金申請に必要な書類（新規申請者用・支払いあり）

対 象	必要書類	注意事項
全 員	<input type="checkbox"/> 結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	・ 賃料・共益費の月は、夫婦同居開始日以降が対象です。
	<input type="checkbox"/> 結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）	・ 請求者の名義の口座を記入してください
	<input type="checkbox"/> 婚姻受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本	・ 申請書「6同意及び確認（7）」に○がある場合は提出不要ですが、婚姻届けを郡上市に提出しておらず、かつ婚姻後の本籍地が郡上市でない場合は提出が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書または非課税証明書	・ 申請書「6同意及び確認（7）」に○がある場合は提出不要ですが、転入者等、郡上市で所得が確認できない場合は提出が必要です。前住所地で取得してください。 ・ 離職し申請時に無職の場合、所得額を0円とみなすことができます。所得証明書の提出は不要ですが、離職が分かる書類の提出が必要です。
	<input type="checkbox"/> 結婚新生活支援事業に関するアンケート	
住居購入	<input type="checkbox"/> 物件の売買契約書の写し	・ 婚姻前の契約の場合、婚姻日から遡って1年以内に契約した住居が対象です。
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し	・ 令和4年1月～令和5年3月に支払われた費用が対象です。
住居新築リフォーム	<input type="checkbox"/> 物件の工事請負契約書の写し	・ 婚姻前の契約の場合、婚姻日から遡って1年以内に契約した住居が対象です。
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し	・ 令和4年1月～令和5年3月に支払われた費用が対象です。
住居賃貸借	<input type="checkbox"/> 物件の賃貸借契約書の写し	・ 申請する対象経費（敷金、礼金、仲介手数料等、賃料、共益費）についての記載があるものがが必要です。
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し	・ 令和4年1月～令和5年3月に支払われた費用が対象です。 ・ 賃料・共益費については、夫婦同居日以降の支払い分が対象です。 ・ 初期費用をまとめて支払われた場合など、別途支払いの内訳が分かる資料（請求書・見積書等）が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 住宅手当証明書（様式第3号）	・ 住宅手当を受給していない場合、受給していない旨の証明が必要です。（対象経費申請月の給与明細書の写しでも可） ・ 夫婦共働きの場合は、それぞれ証明が必要となります。 ・ 自営業等で給与明細がない場合は、その旨お申し出ください。
引越し	<input type="checkbox"/> 引越しに係る領収書等の写し	・ 令和4年1月～令和5年3月に支払われた費用が対象です。
その他（必要に応じ）	<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類	
	<input type="checkbox"/> 離職票・退職証明書等の離職中であることがわかる書類	・ 対象者の住所・氏名、離職日が記載されている書類